

令和5年2月24日

健康福祉部健康福祉課

地域福祉推進室保護係

外線：027-226-2521 内線：2522

生活保護に係る個人情報書類の一時紛失について

伊勢崎保健福祉事務所において、生活保護に係る個人情報が記載された書類を一時紛失する事案が発生しました。

今後、このようなことがないように適切な事務処理を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

伊勢崎保健福祉事務所の職員が、車の乗降時に生活保護受給世帯1世帯の個人情報(※)が記載された書類を一時紛失した。当該書類については近隣住民により拾得され役場に届けられたことから、既に回収され、現時点では拾得者以外への個人情報の流出はなく、個人情報等の不正利用は確認されていない。

※ 保護開始年月日、氏名、生年月日、電話番号、住所、病状・病歴、資産の状況、世帯構成、居住地の地図、扶養義務者の連絡先及び勤務先

2 端緒及び関係者への対応

- (1)2月17日(金) 職員が家庭訪問の際、誤って訪問先以外の生活保護受給者に係る個人情報1世帯分が記載された書類1枚を持ち出し、11時30分頃、訪問先で公用車の乗降時に当該書類を落としたが、同日14時までの間に近隣住民によって拾得され、役場へ届けられた。伊勢崎保健福祉事務所では役場からの一報を受け、生活保護に関する個人情報書類が回収されたことを認知。
- (2)2月20日(月) 当該書類が伊勢崎保健福祉事務所のものであることを確認。該当世帯を訪問し謝罪するとともに、扶養義務者にも電話で謝罪した。
- (3)2月24日(金) 県から県内生活保護実施機関に対し、個人情報の適正管理について、注意喚起通知を发出。

3 再発防止策

- ・家庭訪問時において個人情報を持ち出す際は必要最小限にとどめる。
- ・個人情報を持ち出す場合は、脱落防止のファイルを使用するとともに、常にバッグ等に収納して携行する。